

非常勤職員の皆様へ

令和7年度 休暇制度が変わります

子の看護等休暇

- ✓ 小学校3年生までの子ども対象になります
- ✓ 学級閉鎖や卒園式・入学式への参加等にも取得可能に
- ✓ 6月以上の任期又は6月以上の継続勤務は不要に
(出生サポート休暇、育児参加休暇、配偶者出産休暇、短期介護休暇も同じ)

[対象職員]

勤務日が週3日以上か年121日以上

任期が短くても採用当初から利用できます

病気休暇（私傷病）

- ✓ 有給の休暇になります

[取得可能日数]

週5日勤務の場合は1年度に10日

※ご自身の日数はご確認ください

日数の範囲内で給与に影響なく休めます

人間ドックを受診する場合

- ✓ 有給の職務専念義務免除になります

[対象職員]

週の勤務時間が常勤職員の1/2以上、かつ、6月以上継続勤務

年次休暇を利用せずドック受診できます